

## ◆第5次男女共同参画計画策定以降における法令整備の動き

## ○令和3年6月

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正（同月施行）  
（国・地方公共団体の施策強化（相談体制の整備等））

→ 令和4年6月 福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための  
「条例」の制定（同年7月公布）（ハラスメント根絶のための取組を規定）

## ○令和3年6月

「育児・介護休業法」の改正（令和4年4月、10月、令和5年4月施行）  
（雇用環境整備、個別周知・意向確認義務化、産後パパ育休制度創設、  
育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1,000人超の企業））

## ○令和4年5月

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定（令和6年4月施行）

## ○令和4年7月

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正（同月施行）  
（男女の賃金の差異の情報公表義務化（労働者301人以上の事業主））

## ○令和5年5月

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正  
（令和6年4月施行）  
（保護命令制度の拡充（禁止接近命令を身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も  
対象化）、保護命令違反の厳罰化）

## ○令和5年6月

「刑法及び刑事訴訟法」の改正（同年7月施行）  
（強制性交罪が不同意性交罪となるなど性犯罪が厳罰化）

## ○令和6年5月

「育児・介護休業法」の改正（令和7年4月、10月施行）  
（仕事と育児・介護を両立できるよう柔軟な働き方を実現するための措置を拡充）

## ◆国の次期計画策定の動き

第6次男女共同参画基本計画策定に向け、検討中（令和7年12月公表予定）

※県は、国計画を勘案し計画を策定（男女共同参画社会基本法第14条）